

**令和8年度旭区広報紙企画編集業務委託
(令和8年5月号～令和9年4月号) 募集要項
(公募型プロポーザル)**

次のとおり令和8年度旭区広報紙企画編集業務委託（令和8年5月号～令和9年4月号）にかかる公募型プロポーザルを実施します。

令和7年12月25日
大阪市旭区長 福岡 弘高

1 案件名称

令和8年度旭区広報紙企画編集業務（令和8年5月号～令和9年4月号）

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

旭区に住み、働き、学ぶ幅広い世代の多くの方に、区政情報をはじめ、区内のイベントや地域活動を伝えることを目的として、旭区広報紙を発行する。広報紙をきっかけに、旭区のことを知って地域に愛着をもってもらうこと、実際にイベントに参加するといった行動に結びつくことで区民同士のつながりをつくることをめざす。

今般、その目的を達成するために、紙面作成に関する専門知識や幅広い経験を持つ民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金4,800,000円（消費税等含む）

※契約の締結は令和8年度予算成立を条件とする。

(4) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議の

うえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「契約書案」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除（大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当）

保証人 否

(5) 再委託の制限について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるもののをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (a) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (b) 区広報紙の企画編集業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方

が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、公募型プロポーザル参加資格審査においてその資格を認められた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

- ア 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿において、「04：映画等制作・広告・催事、印刷-04：印刷・デザイン-03：デザイン」で登録していること。
- イ 参加申請時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 令和4年度以降において、国又は地方公共団体との間で本案件と同種かつ同規模以上の契約実績があること。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和7年12月25日(木)
・ 質問受付締切	令和8年1月13日(火)
・ 質問事項への回答	令和8年1月16日(金)
・ 参加申請書類提出期限	令和8年1月22日(木)
・ 参加資格決定通知	令和8年1月26日(月)
・ 企画提案書の提出期限	令和8年2月3日(火)
・ プレゼンテーション・選定委員会	令和8年2月10日(火)予定
・ 選定結果通知	令和8年3月上旬
・ 契約締結・事業開始	令和8年4月1日(火)
・ 事業完了	令和9年3月31日(火)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和7年12月25日(木)から令和8年1月22日(木)までの本市の休日を除く毎

日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

イ 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申請書（兼誓約書）（**様式A**）
- ②会社概要（法人の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由）
- ③同種業務実績調書（**様式B**）とそれを証するもの（契約書の写し及び成果物）

ウ 提出場所

大阪市旭区役所企画課

〒535 - 8501 大阪市旭区大宮1丁目1番17号（3階33番）

電話 06 - 6957 - 9683 FAX 06 - 6952 - 3247

※申請書類は必ず持参すること（郵送・FAX・電子メール不可）

エ 参加資格決定通知

公募型プロポーザル参加申請の提出書類により参加資格を審査し、参加資格確認通知書を令和8年1月26日（月）に発送する。なお、公募型プロポーザル参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

（2）質問の受付

ア 受付期間

令和7年12月25日（木）から令和8年1月13日（火）までの本市の休日を除く毎日、

午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

イ 提出方法

質問票（**様式C**）により、メールで提出すること（メールの送信後、「9 提出先・問合せ先」あて着信を電話により確認すること）。

ウ 提出先メールアドレス

tp0010@city.osaka.lg.jp

エ 回答

令和8年1月16日（金）に、旭区ホームページ（トップ画面→事業者の方へ→業務委託関係）に掲載する。

（3）企画提案書類の提出

ア 受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月3日（火）までの本市の休日を除く毎日、

午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

イ 提出書類

提案できる案は1案のみとし、様式は記載項目を充足したうえで、適宜変更して構わない（A4判に限る）。

- ① 企画提案書（**様式1**）
- ② 本業務に対する考え方、実施方針（**様式2**）
- ③ 企画提案作品※（年間テーマ等及びタブロイド判2ページ分）

④ 本業務にかかる実施体制 (様式3)

⑤ 見積書及び積算根拠 (様式自由、見積額の内訳を8ページ建て、12ページ建て毎に記載すること。)

※③ 企画提案作品について

ダブルオイド版2ページ分を企画提案作品として提出してください。(詳細は別紙「作成課題」参照)

ウ 提出部数

各8部(正本1部、副本7部 ※副本は複写可)

ただし、事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなど、企画提案者を推定できる記載は行わないこと。

エ 提出場所

大阪市旭区役所企画課(3階33番)

〒535-8501 大阪市旭区大宮1丁目1番17号

電話 06-6957-9683 FAX 06-6952-3247

※提出書類は必ず持参すること。(郵送・FAX・電子メール等不可)

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査項目	審査の指標	審査内容	配点
企画・提案 (30点)	企画・提案	課題内容を十分に理解し、的確な提案になっているか。	10点
		紙面に訴求力があり、手にとって読んでみたいと思わせる工夫があるか。 区民の関心を引く、また行動を促す工夫があるか。	20点
編集 (30点)	編集校正	広報紙の趣旨・目的を理解した編集構成(記事・順序や強弱)となっているか。	15点
	文書表現	記事内容に則したコピーや、誰にでもわかりやすい文章表現であるか。	15点
デザイン (30点)	デザイン・レイアウト	デザイン性に優れており、編集内容を適切に伝達するためのレイアウトになっているか。	10点
	図表等の表現	文字や写真、イラスト、図表等が情報に併せて適切に表現されているか。	10点
	書体・配色	記事の内容にあった文字の書体やサイ	10点

		ズ、色使いができるか	
実行力 (10点)	実施体制	業務を行うにあたって、体制が十分に確保されているか。	10点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、旭区広報紙企画編集業務委託業者選定会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、企画提案書の内容について、審査基準に沿って審査を行う。
- ウ 企画提案者によるプレゼンテーションを次のとおり実施する。
 - 開催日時 令和8年2月10日(火)予定
 - 開催場所 旭区役所3階・第1会議室
 - 提案方法 企画提案書による提案(10分)、質疑(10分)
- エ 審査の結果、評価点が最も高い企画提案者が複数いる場合には、審査項目の「企画・提案」、「編集」、「デザイン」、「実行力」の順に得点が高い者を最優秀提案事業者として選定する。全ての項目で同点となった者が複数いる場合は、くじにより選定する。

(3) 失格事項

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、旭区ホームページに掲載する。

8 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない（本市が補正等を求める場合を除く）。

力 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約
関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル
参加は無効とする。

9 提出先・問合せ先

〒535 - 8501 大阪市旭区大宮1丁目1番17号（3階33番）
大阪市旭区役所企画課
電話 06 - 6957 - 9683 FAX 06 - 6952 - 3247